

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3154号)

令和7年1月27日

横情審答申第3154号

令和7年1月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年8月23日教教人第777号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号該当性について

児童の特徴に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

(2) 旧条例第7条第2項第6号該当性について

被処分者の職名・処分量定は、職務遂行における適正化を図るための情報であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当する。

(3) 本件一部開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄の「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」との記載は誤記であり、「分限懲戒審査委員会議事録（3月開催）」とするべきであった。審

査請求人への開示は、正しい対象行政文書について行われている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考え。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について

実施機関では、教職員に非違行為又は義務違反行為があった場合、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の結果を踏まえて、懲戒処分又は人事的措置（一般的監督権に基づいて当該職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める措置）を行うか否か及びその内容について決定する。

当該審査の資料となる処分案は、当該教職員の勤務地を管轄する学校教育事務所の教育総務課が、事実確認を行った上で作成する。

(3) 本件審査請求文書について

ア 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、「分限懲戒審査委員会議事録（3月開催）」との表題のもので、その内容は、審査請求人が開示を求めるものであった。実施機関が説明するように本件一部開示決定通知書の記載に誤記があった事案だが、開示は「分限懲戒審査委員会議事録（3月開催）」について行われていることが認められた。

イ 本件審査請求文書の「議事」欄には、委員会の委員からの質問及びこれに対する特定学校教育事務所等の出席者の回答が記載されている。実施機関は、このうち、当該事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）への特定小学校の対応に係る出席者の認識についての質問及び回答（以下「非開示部分1」という。）を旧条例第7条第2項第2号に、委員会での審査の対象

とされている教職員の処分の内容についての質問及び回答（以下「非開示部分 2」という。）を同項第 6 号エに該当するとして非開示としているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(4) 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分 1 は、本件児童への特定小学校の対応についての質問及び回答の一部であり、出席者の認識が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、一般的抽象的な記載にとどまるものであって、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

(5) 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分 2 は、委員会での審査の対象とされている教職員の処分案の内容についての質問及び回答の一部であり、質問の部分には委員が当該質問をした理由が、回答の部分には処分案の内容を決定した理由が簡潔に記載されている。

このうち、回答の部分については、処分案の判断過程に係る情報であって、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が

予測され、その結果、適切に監督権を行使することができず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

これに対して、質問の部分については、本件に係る委員の発言の理由が記載されているにすぎないので、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

(6) 付言

一部開示決定通知書に記載する対象行政文書の名称を誤ったことは、行政への信頼を揺るがす事態といわざるを得ない。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重かつ適切に行うよう強く望むものである。

(7) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分 1	「議事」の項の左欄 4行目 2文字目から16文字目まで
	「議事」の項の右欄 4行目 7文字目から14文字目まで
非開示部分 2	「議事」の項の左欄 6行目 2文字目から12文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 23 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 28 日 (第450回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 11 月 25 日 (第451回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 12 月 23 日 (第452回第二部会)	・ 審議